

鳥取県環境基本計画の施策体系

1 循環を基調とする経済社会システムの実現<持続的発展が可能な地域社会の実現>

- 1) 環境への負荷の少ない社会の構築
 - (1) 廃棄物減量化とリサイクル
 - (2) 大気環境の保全
 - (3) 水環境の保全
 - (4) 土壌・地盤環境の保全
 - (5) 環境汚染化学物質の適正管理
- 2) 環境関連産業の振興
 - (1) 環境関連技術の開発
 - (2) 環境関連産業の育成・振興

2 自然と人間との共生の確保<豊かで多様な自然環境の保全>

- 1) 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保
 - (1) 森林の環境保全機能の確保
 - (2) 農地の環境保全機能の確保
 - (3) 都市地域の自然環境の確保
 - (4) 水辺（河川、溪流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全
- 2) 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保
 - (1) 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全
 - (2) 生物多様性の確保と野生生物の保護管理

3 快適な環境の保全と創造<恵み豊かで文化の香り高い地域の創造>

- 1) 自然環境と調和した生活空間の創造
 - (1) 親しみやすい水環境の保全と創造
 - (2) 豊かで多様な緑の保全と創造
 - (3) 良好な景観の保全と創造
 - (4) 歴史的・文化的環境の保存と整備
- 2) 人と自然とのふれあいの確保
 - (1) 人と自然とのふれあいの推進
 - (2) 都市と農山漁村の交流の推進
 - (3) 温泉の保護と活用

4 すべての主体の参加による行動<県民総参加による継続的取組>

- 1) 自主的な活動の推進
 - (1) 各主体の協力連携体制の整備
 - (2) 県民・事業者・行政の自主的取組の推進
 - (3) 普及啓発・広報
- 2) 環境教育、環境学習の推進
 - (1) 環境教育・学習体制の整備
 - (2) 環境教育・学習活動の推進

5 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流<地域から地球環境保全の推進>

- (1) 地球温暖化防止対策の推進
- (2) オゾン層保護対策の推進
- (3) 酸性雨防止対策の推進
- (4) その他の地球環境問題への取組の推進
- (5) 環日本海諸国との連携強化と協力

6 共通的・基盤的施策の推進

- (1) 環境関連高等教育機関等の整備推進
- (2) 環境影響評価の推進
- (3) 環境情報の整備・提供
- (4) 環境に関する監視体制の整備充実及び調査研究の推進
- (5) 環境に配慮した社会資本整備等の推進
- (6) 環境基本計画推進体制の整備充実

第2部 平成12年度に講じた環境の保全及び創造に関する施策

第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムや生活様式（ライフスタイル）の定着に伴い、自然界の復元能力を超えて環境に大きな影響が及んでいる。本県でも、日常生活に起因する都市河川の汚濁や復元能力の脆弱な湖沼の富栄養化、産業活動に起因する産業廃棄物の増大による処理施設のひっ迫といった問題が生じている。このため、大気環境、水環境、土壤環境等への負荷をできるだけ低減することを目指し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正な処理やエネルギー・資源の適正利用を進める必要がある。

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

【1 廃棄物減量化とリサイクル】

（1）廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化の推進

I 一般廃棄物

○循環型社会づくりへの取組

平成12年7月に「鳥取県循環型社会推進本部」を立ち上げ、全庁的にそれぞれの立場で循環型社会づくりを推進していくための方針について検討を行った。

（循環型社会推進課）

○みんなで取組む「4つのR」推進事業

循環型社会の構築に向けて、リサイクルを始め「4つのR」を推進するため、県民みんなで取組む環境づくりを行った。

ア 推進体制の整備

（ア）鳥取県ごみ減量化・リサイクル推進協議会の開催

住民、事業者、行政の代表者でごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについて協議を行った。

・第1回目

日時：平成12年5月17日（水）

場所：鳥取県立米子コンベンションセンター

・第2回目

日時：平成12年8月24日（木）

場所：倉吉シティホテル

（イ）リサイクル関連情報の提供

平成12年6月から県のホームページ「とりネット」内に「リサイクル情報コーナー」を開設し、リサイクル関係イベント情報、フリーマーケット情報、リサイクル団体紹介等の情報提供を開始した。

インターネット URL

<http://www1.pref.tottori.jp/junkan/recycle/>

（ウ）リサイクル推進員の養成

日常の中で取り組めるごみの減量化・リサイクル推進のための知恵等を婦人会、町内会等に指導・普及させるなど地元のリーダーとして活躍する推進員を養成した。（8名を認定）

・第1日目

講師：緑川 芳樹

（グリーンコンシューマー研究会代表）

日時：平成13年1月25日（木）

場所：水明荘

内容：リサイクル関連の基礎知識の習得について

・第2日目

講師：緑川 芳樹

（グリーンコンシューマー研究会代表）

日時：平成13年2月13日（火）

場所：水明荘

内容：ごみを出さないライフスタイルについて

・第3日目

講師：飯田 和子

（川崎・ごみを考える市民連絡会代表）

日時：平成13年2月26日（月）

場所：水明荘

内容：家庭で出来るごみの減量化及び正しいごみの分別方法並びに地域等への指導方法について

イ ごみの減量化・リサイクルの実践の推進

（ア）エコショップの普及促進

エコショップの活性化を図るため、エコショップ協議会の開催、消費者アンケートの実施、新聞折込みチラシを活用した普及啓発広告を実施した。

・エコショップの認定

12年度の新規認定店舗数：5店舗
(12年度末：138店舗)

・エコショップ協議会の開催

第1回目

日時：平成12年6月14日（水）

場所：倉吉シティホテル

第2回目

日時：平成12年8月2日（水）

場所：鳥取県立米子コンベンションセンター

・エコショップ消費者アンケートの実施

協力店舗数：8店舗

実施期間：平成12年10月1日（日）
～12月31日（日）

回答者：671人

・新聞折込チラシによるエコショップ普及啓発広告の実施

実施者数：3社（8店舗）

実施期間：平成12年10月1日（日）
～12月31日（日）

広告料：1社につき150千円

(イ) フリーマーケットの開催支援

フリーマーケットがいつでもどこでも開催され、地域に定着するよう住民団体等が行うフリーマーケットの開催に対し経費の一部を助成した。

・実施団体数：21団体

・補助率：2分の1

・補助限度額：300千円

(ウ) マイ・バッグ・キャンペーンモデル事業

「買い物袋持参」を県民運動として展開するための効果的な方策を探るため、モデル事業としてエコショップにおいて10回以上レジ袋の受取りを辞退した場合、特典として抽選で記念品（1,000円相当の再生品購入用の商品券）を進呈した。

・事業協力店：8店舗

・実施期間：平成12年10月1日（日）
～12月31日（日）

・参加者：1,495名（延べ）

ウ 県民の意識啓発

(ア) 「リサイクルフェア2000」の開催

企業、商店出展による文具、日用雑貨等の再生品見本市、住民参加のフリーマーケ

ット、修理コーナー等リサイクルをテーマとした催しを開催した。

・日時：平成12年11月4日（土）

～11月5日（日）

・場所：鳥取県立米子コンベンションセンター

(イ) ごみと遊ぼうイン夏休みの開催

小学生とその保護者を対象に、ごみを出さない生活様式の実践、日常生活の中で行うごみの適正な扱い方（分別排出等）の実践等ごみについても考え、体験する学習塾を開催した。

・東部地区

開催日：平成12年7月26日（水）
～27日（金）

主会場：氷太くん（若桜町）

参加者：42名

・西部地区

開催日：平成12年8月4日（金）
～5日（土）

主会場：大山青年の家（大山町）

参加者：40名

・中部地区

開催日：平成12年8月9日（水）
～10日（木）

主会場：船上山少年自然の家（赤崎町）

参加者：40名

（循環型社会推進課）

○容器包装リサイクル法施行への対応

平成12年4月からの施行を受けて、法律の趣旨の県民への普及啓発と、市町村指導を行った。

（循環型社会推進課）

○ごみ処理の広域化の推進

平成10年3月策定した「ごみ処理の広域化計画」を基本方針として、東・中・西部の広域市町村圏を単位とした、ごみの減量化・リサイクルの推進、ごみ処理施設の整備等ごみの広域的処理について検討がされた。中でも、ごみ焼却施設については、施設の老朽化並びにダイオキシン類及びばいじんの法規制対応等緊急の課題に直面しているため、施設の統廃合又は改善等に向け計画的具体化に向けた取組みがなされた。

（循環型社会推進課）

表2-1 分別収集の対象品目

分別収集対象品目	特定分別基準適合物						法第2条第6項指定物			
	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製	ペットボトル	チック	鋼製容器包装	アルミ製容器	飲料紙パック	段ボール製
計画策定市町村・一部事務組合等										
境港市	H 9	H 9	H 9		H 13		H 9	H 9		H 9
鳥取県東部広域行政管理組合	H 9	H 9	H 9		H 14	H 16	H 9	H 9		
鳥取中部ふるさと広域連合	H 9	H 9	H 15	H 15	H 12	H 12	H 9	H 9	H 12	H 12
鳥取県西部広域行政管理組合	H 9	H 9	H 9		H 9	H 12	H 9	H 9	H 9	H 12

(注) 1 表の数値は、開始時期年度を表す。

2 特定分別基準適合物：事業者の再商品化の義務の対象となる品目

3 法第2条第6項指定物：市町村が収集した段階で有価物となり、自律的に流通するものとして指定された品目

出典：第2期鳥取県分別収集促進計画（平成11年7月）

※ペットボトルのみ改正（平成12年10月）

○ゼロ・エミッション調査検討事業

県内工業団地等のゼロ・エミッションの推進を検討。

- (1) ゼロ・エミッション調査検討会の設置
- (2) 県内3地域の工業団地等の排出物実態調査を実施（アンケート方式）

ゼロエミッションへの活動

リコーエマイクロエレクトロニクス（鳥取市）は、平成12年6月に事業所から排出される全てのごみの再資源化を実現し、山陰地方の事業所では初となる「ごみゼロ達成」（リサイクル100%）を宣言した。

同社は「ごみ回収費用の15～20%のコスト削減ができる」としている。

「ごみゼロ」とは事業所から排出される産業廃棄物だけでなく、生ごみ、し尿などの一般廃棄物までを含めた全てのごみを再資源化が可能な状態にすること。産業廃棄物の再利用化を図る（ゼロエミッション）事業は多くなってきたが、生活廃棄物のリサイクルまで行っている事業所は全国でも少ない。ごみの分別は、平成11年6月に「リサイクル委員会」を設け、再資源化を検討し、素材ごとに41種類の分別収集を徹底し、会社を挙げて取組んだ。平成10年度上半期のごみ再資源化率24.0%を平成12年5月には97.9%まで向上さ

せた。特にプラスチック類は性質によって8種類に分別し、再利用、建材化、石油化、熱源利用等でリサイクルに努めている。

同社はグループ全体で環境保全活動に力を入れ、リサイクル活動を推進。平成9年には環境国際規格ISO14001の認証を取得している。

（写真：ごみの分別を行う従業員）



表2-2 調査対象工業団地等

地 区	東 部 地 区	中 部 地 区	西 部 地 区
工業団地等	(協)鳥取鉄工センター	西倉吉工業団地	(協)米子鉄工センター
企 業 数	14社	22社	15社

(3) 検討会の開催

- ① ゼロ・エミッション調査検討会
調査工業団地の排出物の調査結果をもとに、工業団地ゼロ・エミッション化の問題点、具体策等を検討した。
- ② 協同組合鳥取鉄工センター主催のゼロ・エミッション調査検討会の支援
協同組合が開催する検討会でゼロ・エミッション調査検討会委員による助言・指導を行った。
(調査検討結果の現状)
工業団地内等企業間の取組内容・意識に大きな格差が見られた。 (工業振興課)

II 建設副産物の再資源化

○建設リサイクル推進事業

建設副産物の搬出状況と再生利用状況の実態調査のほか、建設発生残土については、建設発生土情報交換システム及び建設発生土対策協議会を通じ情報交換した。

- ・ 実態調査の結果：H12工事期
(県、市町村のみ)

建設発生土	78.6%
コンクリート塊	100.0%
アスファルト塊	100.0%

 (管理課)

○農業廃棄物適正処理推進事業

資源の有効利用の観点から、農業用廃プラスチックの再利用を行うため、鳥取県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会に設置した「鳥取県農業用廃プラスチック再利用検討委員会」で提言を受け、農家からの回収率向上を図るため、普及啓発を行った。

- (ア) 当面の取組みとしての提言
 - a 当面の処理方法
 - b 回収処理経費（農業者の負担）の微収システムと賦課基準
 - c 排出量抑制の推進
 - d 農業者への情報提供と回収労力の軽減
- (イ) 中長期的な処理方法の検討として循環型社会の形成へ向けた提言
(生産振興課)

○流通促進対策事業

広域流通センターの設置、需給計画の策定、需要とりまとめ、斡旋等を行った。

- ・ 平成12年度事業実施地区：4地区
(4農協管内) (生産振興課)

(2) 廃棄物適正処理の推進

○廃棄物関係施設の監視・指導

廃棄物処理法第19条並びに浄化槽法第53条に基づく立入検査を行った。

(循環型社会推進課)

表2-3 廃棄物関係施設監視・指導状況（平成12年度）

立入場所 検査件数	一般廃棄物						下水道	合 計
	し尿処理施設	浄化槽	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	その他	小 計		
立入検査件数	14	399	46	1	70	530	22	552
理化学検査件数	12	243	29	0	63	347	22	369

○一般廃棄物減量化・再生利用推進事業

広域市町村圏を単位とした東部・西部の「ごみ処理広域化推進協議会」において、ごみ処理施設（焼却施設）の集約化について検討した。 (循環型社会推進課)

○産業廃棄物処理指導事業

排出事業者、処理業者に対し、減量化・適正処理について指導を行うとともに、規制対象施設（最終処分場、焼却施設等）に対する排出水や排ガス等の行政検査、規制対象外の

既設ミニ処分場の把握、浸出水の調査を実施した。

また、「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づく廃棄物処理施設の設置、廃棄物処理業の許可等について指導を行った。

(循環型社会推進課)

表2-4

産業廃棄物監視・指導状況（平成12年度）

立入場所	立入検査件数	理化学検査件数
最終処分場	505	10
産業廃棄物処理業者	146	0
中間処理施設	361	61
最終処分場	335	232
その他の	22	0
合計	1,369	303

○下水道汚泥処理総合計画の運用

公共下水道から発生する汚泥を広域的に処理し、減量化又は再利用化を図る。平成15年度の供用を目標に、特定下水道施設共同整備事業で鳥取市、岩美町、気高町、鹿野町、青谷町から発生する汚泥を共同で焼却する施設を建設中。

(都市計画課)

○公共関与処分場設置推進事業

公共関与産業廃棄物最終処分場の整備の円滑な推進を図るために、(財)鳥取県環境管理事業センターへの職員の派遣、センター運営費等への融資等による支援を行った。

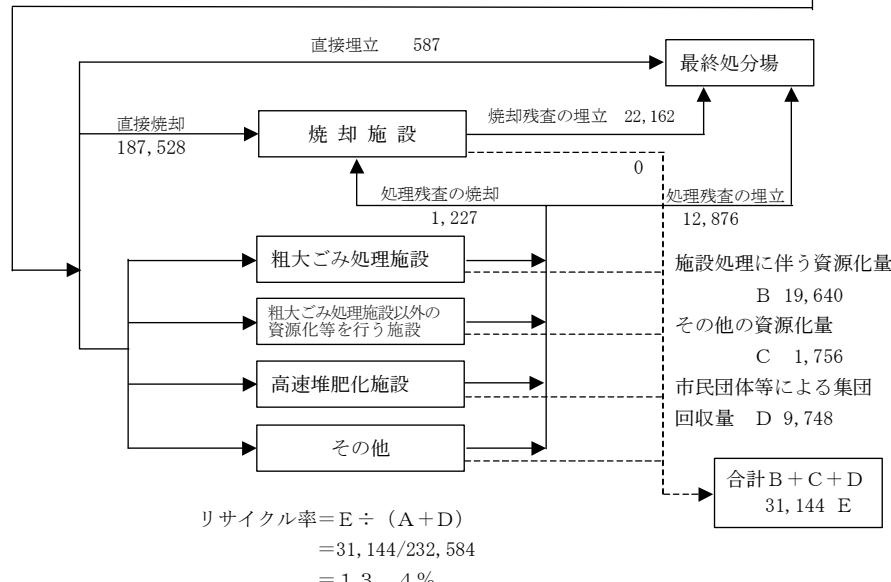
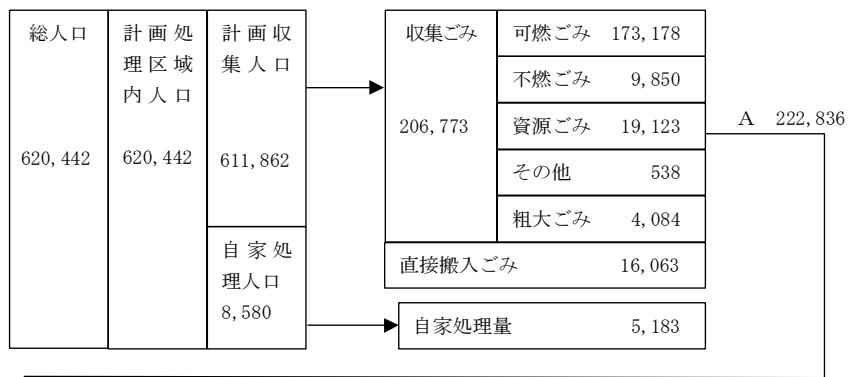
(循環型社会推進課)

図2-5

平成11年度のごみ処理の概要

直接埋立	直接焼却	中間処理施設搬入	総排出量(自家処理を除く)
587t	187,528t	34,728t	228,019t

ごみ処理系統図 (単位:人、t)



(3) 散乱ごみ・投棄ごみ対策の推進

○環境美化対策推進事業

「鳥取県環境美化の促進に関する条例」に基づき、清掃等美化活動の推進、鳥取県散乱ごみ対策推進協議会での各団体の取組状況及び課題、問題点を踏まえた散乱ごみ防止対策について検討を行った。

また、環境美化指導員の設置や、市町村が設置する啓発看板の整備に助成を行った。

- ・環境美化促進指定地区：39市町村56地区（表2-6参照）

- ・環境美化指導員数 : 56名
(循環型社会推進課)

○廃棄物不法投棄対策強化事業

産業廃棄物の不法投棄の監視を行う「産業廃棄物不法投棄監視員」を各市町村（44名）ごとに配置し、監視活動を強化するとともに、民有地に投棄された投棄者不明の廃棄物を市町村が処理する費用の一部及び海岸に漂着した廃棄物を市町村が計画的に処理する

費用の一部を助成した。

また、本年度から、鳥取、倉吉、米子保健所に「廃棄物適正処理推進指導員」として警察官OBを配慮し、不法投棄パトロール、警察との連携強化を図った。

さらに、当課に不適正事案等を担当する「廃棄物指導係」を新設し、各保健所並びに警察と連携しながら不法投棄、不適正処理に對処するために現職警察官を配置した。

(循環型社会推進課)

産業廃棄物不法投棄発見件数及び 処理件数の推移

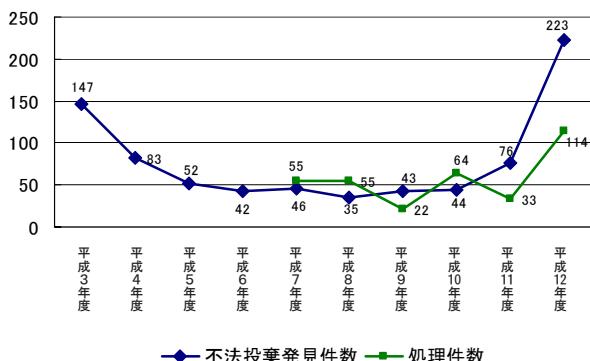


表2-6 環境美化促進地区一覧

市町村	指定地区名
鳥取市	鳥取市櫻谿公園地区
	鳥取市鳥取砂丘地区
	鳥取市久松公園地区
	鳥取市白兔海岸地区
倉吉市	倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区
米子市	米子市米子水鳥公園地区
境港市	境港市水木しげるロード地区
国府町	国府町万葉の里地区
岩美町	岩美町鴨が磯・城原地区
	岩美町浦富地区
	岩美町岩井温泉地区
	岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区
	岩美町大谷海岸地区
福部村	福部村砂丘地区
	福部村岩戸地区
	福部村鳥取砂丘オアシス広場地区
郡家町	郡家町郡家駅前周辺地区
船岡町	船岡町竹林公園地区
河原町	河原町桜づつみ河川公園地区
	河原町河原中央公園地区
八東町	八東町ふる里の森地区
若桜町	若桜町若桜駅前周辺地区
用瀬町	用瀬町道屋住佐治線地区
	用瀬町赤波川渓谷おう穴群地区
佐治村	佐治村辰巳峠地区
	佐治村さじアストロパーク地区
	佐治村村道佐治用瀬線地区
智頭町	智頭町芦津地区

市町村	指定地区名
気高町	気高町浜村ふれあいの道地区
鹿野町	鹿野町健康と福祉の里地区
青谷町	青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区
羽合町	羽合町はわい温泉地区
泊村	泊村グランドゴルフの里公園潮風の丘とまり地区
東郷町	東郷町不動滝地区
	東郷町羽衣石城山公園地区
三朝町	三朝町三徳山周辺地区
	三朝町小鹿渓周辺地区
	三朝町三朝温泉地区
関金町	関金町せきがね遊 YO U村地区
北条町	北条町北条海浜広場地区
大栄町	大栄町お台場公園地区
東伯町	東伯町逢束港地区
赤崎町	赤崎町ふるさと海岸地区
	赤崎町船上山地区
西伯町	西伯町緑水湖地区
会見町	会見町鶴田（フラワーパーク周辺）地区
岸本町	岸本町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区
日吉津村	日吉津村日野川・日吉津海岸地区
淀江町	淀江町今津・淀江海岸地区
大山町	大山町仁王堂公園地区
名和町	名和町地域休養施設「夕陽の丘 神田」地区
中山町	中山町萩原地区
日南町	日南町石霞渓地区
日野町	日野町滝山公園地区
江府町	大山環状道路地区
溝口町	溝口町樹水高原地区

【 2 大気環境の保全 】

(1) 工場・事業場対策の推進

○工場・事業場におけるばい煙対策等

平成12年度における大気汚染防止法及び鳥取県公害防止条例に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1,043施設、粉じん関係特定施設184施設である。

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ249施設に立入り、施設について煙道中の排出ガスについて調査を行った結果、排出基準に違反していたのは2件（改善済み）であった。
(環境政策課)

表2-7 大気関係施設監視指導件数（平成12年度）

	ばい煙発生施設		計	粉じん発生施設			計	合計
	法	その他		法	条例	その他		
延監視指導件数	246	0	246	9	0	0	9	255

表2-8 煙道中排出ガス測定（行政検査）状況（平成12年度）

令別表第1の施設数	いおう酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合計	
	立入施設数	違反施設数	立入施設数	違反施設数	立入施設数	違反施設数	立入施設数	違反施設数	立入施設数	違反施設数
1 ボイラー	2	0	2	0	0	0	2	0	6(2)	0
2 焼成炉	0	0	1	0	0	0	0	0	1(1)	0
11 乾燥炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0
13 廃棄物焼却炉	16	0	15	3	15	0	8	0	54(17)	3
計	18	0	18	3	15	0	10	0	61(20)	3

(注) () …工場・事業場数

(2) 自動車交通公害対策の推進

○渋滞の解消

鳥取県第3次渋滞対策プログラム（平成10～14年度）に沿って、県内道路の主要渋滞箇所の解消を図っている。

・今町2丁目交差点

主：鳥取港線道路改良事業

都：宮下十六本松線都市計画道路事業

・美吉橋交差点

国道180号道路改良事業 (道路課)

○ノーマイカーデー運動の推進

(第2部第5章の1 (3) 参照)

(交通政策課)

○低公害車の導入促進

(第2部第5章の1 (3) 参照)

(環境政策課)

(3) スパイクタイヤ粉じん対策の推進

○スパイクタイヤ粉じん対策

「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき4市23町3村をスパイクタイヤ使用禁止地域として指定している。

(環境政策課)

(4) 有害物質対策の推進

○有害大気汚染物質モニタリング

大気汚染防止法第18条の23に基づき、有害大気汚染物質のうち、中央環境審議会が健康リスクがある程度高く、対策の優先度の高いものとして示した「優先取組物質」について、平成10年3月から、環境基準が設定されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等をはじめ、県において測定体制の整ったものから順次モニタリングを開始している。

平成12年度の調査結果では、環境基準を超える値や、全国的に見て特に高い数値は観測されていない。
(環境政策課)

(5) 騒音対策の推進

○騒音規制法による規制

騒音規制法による県内の規制地域指定は、平成12年度末現在で7市町村について行われており、規制の対象となる指定地域内の金属加工機械等の特定施設を設置している工場・事業場（「特定工場等」）の総数は平成12年度末現在で349件である。

また、指定地域内の規制対象となる建設作業（政令で定めるくい打作業等の特定建設作業）の平成12年度実施の届出件数は26件であった。これらに対して、市町村により指導が行われた。

（環境政策課）

○航空機騒音

現在環境基準のあてはめは行っていないが、鳥取空港及び米子空港について、航空機騒音の調査を行った。

（環境政策課）

○自動車騒音の常時監視

騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視として、県内4市の主要道路のうち、交通量が多く沿道に住居等が多数存在する区間（10区間）について、その代表地点（道路近傍）で道路交通騒音の測定を実施した。

（環境政策課）

○大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る指導等

事業者が同法に基づき、店舗新設、時間延長等の届出を行う際に、当該店舗から発生する騒音に係る事項について指導・審査した。

（環境政策課）

(6) 振動対策の推進

○振動規制法による規制

振動規制法による規制地域の指定は、平成12年度末現在で5市町について行われており、規制の対象となる指定地域内の金属加工機械等の特定施設を設置している工場・事業場（「特定工場等」）の総数は平成12年度末現在で171である。

また、指定地域内の規制対象となる建設作業（政令で定めるくい打作業等の特定建設作業）の平成12年度実施の届出件数は15件であった。これらに対して市町村により指導が行われた。

（環境政策課）

(7) 悪臭対策の推進

○悪臭防止法による規制

悪臭防止法による指定地域は、平成12年度末現在で4市26町4村となっている。

また、屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため、鳥取県公害防止条例によりゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることが禁止されており、市町村と連携の上指導を行った。

（環境政策課）

(8) 緑化の推進

○緑・木とのふれあい推進事業

県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、県民参加の植樹祭や森林のめぐみ感謝祭の開催等森林や緑の大切さを普及啓発した。

（林政課）

【3 水環境の保全】

(1) 工場・事業場対策の推進

○特定事業場排出水調査

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき、特定事業場の排出水の調査、施設の改善指導を行った。

水質汚濁防止法関係では、940件に立ち入り、590件の排出水調査を行い、12件に文書で改善指導を行った。

表2-9 立入検査、改善指導状況（平成12年度）

水質汚濁防止法適用事業場

立入検査 事業場延	排水調査 事業場延	違反事業 場延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
940	590	0	12	0

鳥取県公害防止条例適用事業場

立入検査 事業場延	排水調査 事業場延	違反事業 場延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
16	6	0	0	0

（注）改善指導延件数は文書で指導を行った件数

また、鳥取県公害防止条例関係では、16件に立入り、6件の排出水調査を行ったが、改善を要する事業所はなかった。

(環境政策課)

(2) 生活排水対策の推進

○合併処理浄化槽設置推進事業

生活環境及び公共用水域の保全のため、浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、合併処理浄化槽設置補助事業（設置者への設備費の一部補助）を実施する市町村に対して県費助成を行い、合併処理浄化槽設置の推進を図った。

- 平成12年度補助実績：18市町村
669基
(循環型社会推進課)

○生活排水対策推進事業

県下全域を対象に、生活排水対策を推進するため、次の普及啓発を行った。

- テレビスポットの放映、生活排水対策実践活動啓発パンフレットの配布
- 水生生物による水質調査普及パンフレットの配布
(環境政策課)

○公共下水道事業、流域下水道事業

下水道は、生活環境の改善及び河川等の公共用水域の保全のため重要な施設である。

平成12年度末の鳥取県の下水道の普及率は43.4%（前年比3.4ポイント増）で全国平均の62%（前年比2.0ポイント増）に比べてもかなり遅れている。

鳥取県では、天神川、東郷池の水質保全を図るため、天神川流域下水道事業計画に基づき、天神浄化センターを整備、一部を供用している。
(都市計画課)

○農業集落排水処理施設整備事業

農業集落排水施設は農業集落排水事業、農村総合整備事業により、昭和57年度に東郷町、日吉津村で着手し、平成11年度までに35市町村で実施されている。

- 平成12年度実施地区：48地区
(鳥取市他)
(農村整備課)

○漁業集落排水処理施設整備事業

漁港機能の増進と背後集落における生活環境の総合的な改善の一環として、岩美町、福

部村で排水施設の整備を行い平成12年度までに6地区が完了した。

- 完成地区：岩美町（東地区、網代地区）、
気高町（酒津地区、船磯地区）
青谷町（夏泊地区、長和瀬地区）
- 実施地区：福部村（岩戸地区）

(漁港課)

○内水面漁業環境保全事業

湖山池及び東郷池の漁業環境の悪化を防止するため、鳥取市、羽合町がその原因となっている池内の廃棄物を除去し、ゴミを回収した。

- 平成12年度回収実績：湖山池41.5m³、
東郷池55.9m³
(水産課)

(3) 中海・湖山池等の湖沼水質保全対策の推進

○中海水質浄化対策推進事業

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」を推進するとともに、衛生研究所を中心に中海汚濁機構解明のための調査を継続して実施した。加えて、中海水質汚濁防止対策協議会（鳥取・島根両県及び中海周辺4市3町で構成）の運営を行った。
(環境政策課)

○湖山池水質浄化対策推進事業

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を推進するとともに、衛生研究所を中心に湖山池汚濁機構解明のための調査を引き続き実施した。

(環境政策課)

○湖山池水質浄化手法調査研究事業

湖山池の水質浄化方策検討の基礎資料とするため、公開で浄化効果等の試験を行った。試験の評価は専門家等で構成する「湖山池水質浄化技術検討委員会」において客観的データをもとに検討評価した。

- 参加企業：7企業
- 浄化技術：微生物等の浄化技術を利用するもの、底泥の処理により水質浄化を図るもの、水生生物を利用するものなど

(環境政策課)

表2-10

平成12年度末 公共下水道整備状況

(平成13年3月31日現在)

都 市 名	行政区域 人 口 (A)	全体計画 面 積	全体計画 処理人口	平成12年度末整備状況			普 及 率 (B) / (A)
				整備面積	処理可能 面 積	処理可能 人口 (B)	
鳥 取 市	147,711	3,669.9	155,230	1,758.1	1,758.1	100,777	68.2
米 子 市	138,724	4,777.0	130,500	1,077.3	1,077.3	54,730	39.5
倉 吉 市	49,688	1,518.0	42,790	811.8	811.8	28,261	56.9
境 港 市	37,550	1,743.0	41,300	465.0	465.0	11,894	31.7
国 府 町	8,551	86.8	3,900	85.1	85.1	3,582	41.9
岩 美 町	14,463	302.0	11,620	79.0	79.0	2,350	16.2
福 部 村	3,556	68.0	15,800	4.0	4.0	56	1.6
郡 家 町	10,340	174.0	5,600	167.8	167.8	5,146	49.8
河 原 町	8,638	173.0	6,900	83.0	78.0	2,688	31.1
八 東 町	5,745	55.0	2,092	45.0	45.0	1,474	25.7
若 桜 町	5,106	110.0	7,860	56.4	52.8	2,542	49.8
用 瀬 町	4,453	48.0	2,850	45.0			
智 頭 町	9,655	124.0	5,000	58.8	41.1	1,658	17.2
気 高 町	10,145	191.0	8,650	102.0	102.0	2,940	29.0
鹿 野 町	4,482	127.0	6,120	95.9	61.5	1,613	36.0
青 谷 町	8,417	107.0	3,470	67.0	67.0	2,442	29.0
羽 合 町	7,873	458.5	9,000	262.9	262.9	7,827	99.4
泊 村	3,156	48.1	2,110	35.9	35.9	1,408	44.6
東 鄉 町	6,774	265.9	5,390	165.0	165.0	4,918	72.6
三 朝 町	8,156	234.3	5,480	174.0	174.0	4,529	55.5
関 金 町	4,436	134.4	2,840	88.4	88.4	2,205	49.7
北 条 町	8,102	258.0	9,480	91.6	91.6	3,598	44.4
大 栄 町	9,288	317.0	9,700	142.2	134.1	4,143	44.6
東 伯 町	12,483	442.0	9,640	32.0			
赤 碕 町	8,539	290.0	8,700	32.0			
西 伯 町	8,245	129.5	4,950	43.2	30.5	1,437	17.4
岸 本 町	7,426	93.0	3,600	49.0	49.0	1,608	21.7
日 吉 津 村	3,082	98.0	4,440	88.3	88.3	3,060	99.3
淀 江 町	9,240	323.0	12,480	142.0	142.0	3,474	37.6
大 山 町	6,993	60.0	11,650	59.8	54.6	1,582	22.6
名 和 町	7,617	161.0	6,100	41.0			
中 山 町	5,440	81.0	2,260	73.5	73.5	1,933	35.5
日 野 町	4,539	83.0	2,430	65.2	65.2	1,566	34.5
江 府 町	4,111	39.0	1,550	22.0	22.0	613	14.9
溝 口 町	5,424	49.0	1,910	45.0	44.0	1,731	31.9
(35)							
その他の町村		18,930					
(4)							
鳥取県計	617,078	16,838.4	563,392	6,654.2	6,416.5	267,785	43.4
(39)							

注) 1 「行政人口」はH13.3.31現在の住民基本台帳(市町村振興課調べ)による。

2 鳥取市の計画面積、人口は国府町、福部村分を除く。

3 「その他の町村」は、船岡町、佐治村、会見町、日南町である。

4 H12繰り越し分は含まない。

(4) 地下水汚染対策の推進

○地下水水質調査及び事業場に対する指導

地下水の水質調査を行ったほか、トリクロロエチレン等有害化学物質使用事業場に対して、排水の適正処理についての指導を行った。
(環境政策課)

(5) ゴルフ場農薬排水対策の推進

○ゴルフ場周辺水質調査指導事業

ゴルフ場で使用する農薬によるゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、環境庁の示した暫定指導指針に従い、県内の各ゴルフ場について年2回排出水調査を実施し（2回とも指針値内）、農薬の適正使用の指導に努めた。
(環境政策課)

(6) 水道水源等の監視強化

○水道水源等監視指導事業

将来にわたる水道水の安全性の確保のため、「鳥取県水道水質管理計画」に基づき水質基準を補完する「監視項目」について水質検査を実施し、全県的な検出状況を取りまとめるとともに、水道事業者の水道水質管理の資料とした。
(環境政策課)

○みんなで支える給水事業

広域的な応急給水体制の確立を図るため、水道事業者が購入する給水車等に県費補助を行い、応急給水体制の整備を行った。
(環境政策課)

(7) 海域の水質保全

○漁場環境維持対策事業

漁業被害の防止と漁業環境の保全を図るために、沿岸、湖沼環境のモニタリング調査及び貝毒成分、有害プランクトン等のモニタリング調査を行った。
(水産課)

【 4 土壤・地盤環境の保全】

(1) 土壤汚染対策の推進

○旧岩美鉱山、旧太宝鉱山鉱害防止事業

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の公害を防止するため、流出する鉱廃水（銅、鉄を含む酸性水）の中和処理等を行った。
(環境政策課)

○公害防除特別土地改良事業

農用地土壤汚染対策地域及び周辺農用地の農業生産性の向上と農業経営の安定を図るために、受益面積20ha以上の地区を対象に客土及び区画整理を実施した。

- 平成12年度実績：区画整理工 一式、暗渠排水工 3.2ha
(耕地課)

○埋設農薬安全処理対策事業

埋設農薬の将来にわたっての安全性を確保するため、市町村、農協で構成する実行委員会が行う農薬の掘削回収等に助成するとともに、埋設箇所周辺の環境調査、回収した農薬の最終処理を行った。

- 平成12年度実施箇所：智頭町、関金町
(生産振興課)

(2) 地盤沈下対策の推進

○地盤沈下防止対策事業

平成11年度の測定では、年間1cm以上の沈下が観測された地点ではなく、10地点中5地点で0.01～0.24cmの範囲で隆起するなど、鈍化の傾向が顕著になっている。

なお、測量間隔については、平成11年度より隔年測量から5年に延長した。

(次回測定は平成16年度)
(環境政策課)

【 5 環境汚染化学物質の適正管理】

○環境汚染化学物質対策の推進

府内関係課で組織する「環境汚染化学物質対策連絡会議」において情報収集・交換及び総合的な対策の検討を行い、下記の2つの取組方針を策定した。

・ダイオキシン類総合取組方針

人や生態系への影響防止の観点から、環境中のダイオキシン類の実態把握と発生源施設の適正化対策及び排出抑制対策を推進するとともに、県民への情報提供に努める。

・環境ホルモンに対する当面の取組み

環境ホルモンの汚染状況の把握と国等の連携を図りつつ情報収集に努めるとともに、県民に対し必要な情報を提供する。

(環境政策課)

○ダイオキシン類の調査指導

一般環境中のダイオキシン類濃度を測定したところ、大気、水質、土壤について、いずれの地点においても環境基準値（大気：0.6 pg-TEQ/m³、水質：1 pg-TEQ/l、地下水：1 pg-TEQ/l、土壤：1, 000 pg-TEQ/g）を大きく下回っていた。底質については環境基準の設定はされていないが、環境庁の平成10年度ダイオキシン類緊急全国一斉調査結果の検出範囲内で、特に高い数値は認められなかった。

また、平成11年7月に制定（策定）されたダイオキシン類対策特別措置法や基本方針に基づいて、ごみの焼却についての規制・指導、ごみの減量化対策、実態調査など行った。

（環境政策課）

第2節 環境関連産業の振興

【 1 環境関連技術の開発 】

○産業技術センター開所

環境関連技術対応の試験研究機器を整備し、平成12年4月、鳥取市若葉台に鳥取県産業技術センターを開所した。（工業振興課）

○県内研究機関連携推進事業

研究成果を県内企業に波及させるため、公設の試験研究機関が相互に連携して「食品製造工程における微生物汚染の防止対策」をはじめとする5テーマの研究を行った。

（工業振興課）

表2-11 食品製造工程における微生物汚染の防止対策

試験研究機関名	分担研究テーマと研究概要
産業技術センター	「鶏肉のたたき」の微生物制御技術を開発し、県内食品企業への指導を行った。
中小家畜試験場（養鶏科）・衛生研究所	人の健康に害を及ぼさない天然素材であるハーブ精製油の飼料添加による鶏盲腸内微生物推移を検討した結果、顕著な変化は見られなかつたが、疾病防止及び飼料効率が向上した。
中小家畜試験場（養豚科）・衛生研究所	子豚への病原性微生物の感染経路の一つとして、分娩環境からの影響が見られた。
畜産試験場	肉用牛の肥育段階における微生物汚染を低減するため、イナワラなどの給与効果を検討した。

○環境関連技術開発推進事業

県産業技術センターは、県内の中小企業が取組むことのできる環境関連技術の開発・普

及に努め、リサイクルが容易で環境負荷の小さい素材の開発研究等を行った。

（工業振興課）

表2-12 平成12年度研究内容

研究テーマ	研究内容
環境を考慮した材質改良技術の開発と製品開発	・自然塗料の性能評価分析 ・自然塗料の機能解明 ・木材の吸放湿機能の解明と実用化研究を行つた。
生分解性を有する機能性材料の開発	・農産廃棄物のモミガラ等を原料に、製紙用原料を調製した。
鉛フリー微細レーザー接合プロセスの開発	・自然環境、人体への影響を考慮し、電子部品の接合に使用されているはんだ成分から鉛を排除した新しいはんだについて検討した。
光触媒リサイクルパネルを用いた高度廃水処理システムの開発	・臭気成分を含む食品廃水の処理を行う光触媒パネルの研究開発を行つた。
環境保全のための加工副産物への微生物・酵素応用技術	・加工副産物の酵素による機能性糖質への変換と回収について検討した。
地域未利用タンパク質の有効利用に関する研究	・残滓中からのコラーゲンの抽出方法を検討した。 ・生理活性ペプチドの検索手法の検討を行つた。

【 2 環境関連産業の育成・振興 】

○国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業

ISO14001の認証取得に取組む県内中小企業に対し経費の一部を助成するとともに、人材養成のためのセミナーを開催した。また、当支援事業も3年を経過し、県内中小企業にも浸透し認証取得へ向けた取組みが活発化してきた。

・平成12年度実績：

補助対象認定事業所 12事業所
(補助金交付済事業所 7事業所)

内部監査員セミナー参加者 94名
事例発表会参加者 35名

(工業振興課)

○湖山池水質浄化手法調査研究事業

(第2部第1章第1節の3(3)参照)
(環境政策課)

重点プロジェクト1

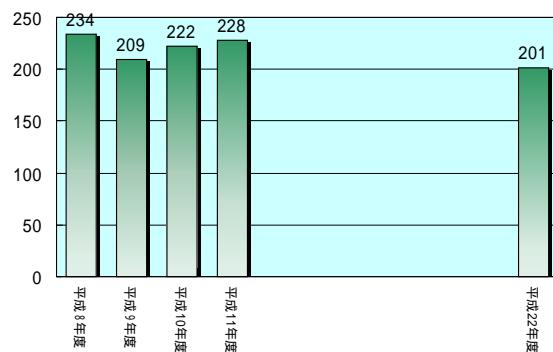
「資源循環型地域社会づくり」指標からみた進捗状況

県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、廃棄物の発生抑制、資源の再利用、リサイクルなどを総合的、計画的に推進し、ごみの少ない社会づくりに努める。

ごみの年間排出量及びごみのリサイクル率

ごみの排出量の削減、リサイクルの推進については、進捗しつつあるといえる。このうち、リサイクル率については、平成9年度に新たに東、西部にリサイクルプラザが整備されるとともに、容器包装リサイクル法が施行され、ごみの内でも大きな割合を占める容器包装の分別収集が強化されたことが要因として上げられる。

ごみの年間排出量（千トン）



ごみのリサイクル（%）



ごみのリサイクル率…市町村及び集団回収の収集量のうち資源化されるごみの割合

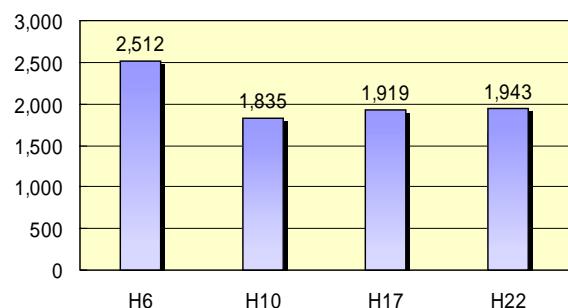
産業廃棄物の排出量

平成10年度の総排出量は1,835千トン／年であり、前回調査（平成6年実績）に比べて677千トン／年減少している。

その主な要因は、採石業の廃業や製造行程の変更に伴う“汚泥”の減少によるものである。

産業廃棄物の排出量（千トン／年）

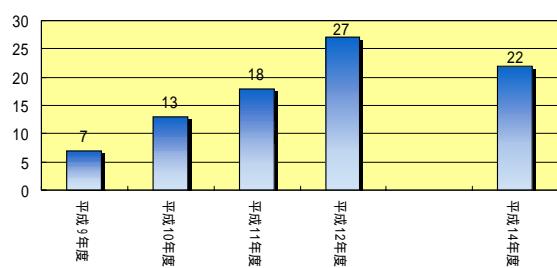
(H17・H22は予測数値)



ISO14001認証取得事業所数

ISO14001の認証取得事業所数については、県内においてもISO14001認証取得を商取引の条件にするなどのスタンダード化が進んでおり、県内企業においても認証取得熱が高まっている。加えて、県が設けた「国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業」の支援効果の浸透などによって、認証取得に乗り出した企業が数社あり、基本計画に上げた目標については平成12年度中に達成した。

ISO14001の認証取得事業所数



ISO14001…規格の国際統一を進める民間の国際機関が発行した規格のうち、環境マネジメントシステム（環境負荷を継続的に低減するよう配慮した経営システム）を定めた国際規格

重点プロジェクト2

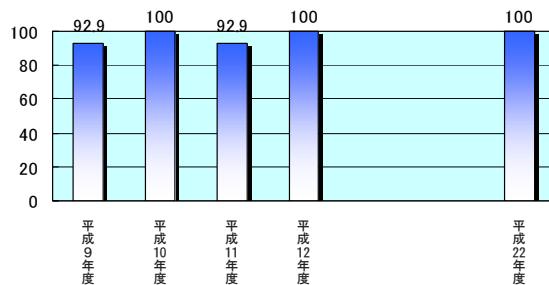
「流域からの水環境保全」指標からみた進捗状況

県内を流れる主要な河川や湖沼は、流域の水資源のみならず、県民の生活の場であり、多くの生物の生息空間ともなっていることに鑑み、「鳥取県下水道等整備構想」に基づき生活排水による水質汚濁の削減を図る。さらに、流域毎の河川環境管理基本計画に沿って、良好な水質や水量を確保するとともに、多様で健全な森林や溪流、自然海岸などの水辺環境を保全する。

○水質の環境基準達成率

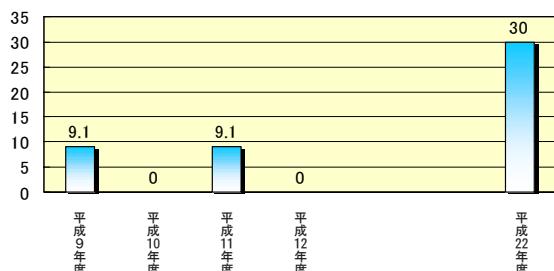
河川については、水質の環境基準達成率において平成12年度は100%となっており、全ての地点で概ね水質を維持していると評価（BOD75%値で評価）される。

水質の環境基準達成率（河川）（%）



湖沼については、湖山池、東郷池、中海の環境基準点11箇所のうち、平成11年度は、1地点（中海の境水道中央部）で環境基準を達成していたが、平成12年度の測定結果では全ての地点で環境基準（COD75%値で評価）を達成しなかった。

水質の環境基準達成率（湖沼）（%）



※ 環境基準達成率…県内の環境基準地点数（河川：14地点、湖沼11地点）のうち、環境基準を満たしている地点の割合とした。

湖山池の水質浄化対策については、平成3年度に策定した「湖山池水質管理計画」に基づき、浄化施策を総合的、計画的に推進するとともに、平成11年度に工場・事業場からの排水規制を強化するために水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例の改正を行った。

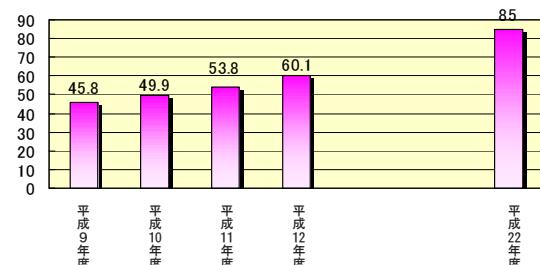
中海については、第3期「中海に係る湖沼水質保全計画（計画期間：平成11年度～15年度）を策定した。

また、第2期湖沼水質保全計画に盛り込まれた施策については、概ね計画どおり実施されたにもかかわらず、水質目標は達成されなかつたため、今後その原因を調査する。

○下水道等普及率

下水道については、生活排水対策に資する施策として、今後も着実な普及の推進が必要である。

下水道等普及率（%）

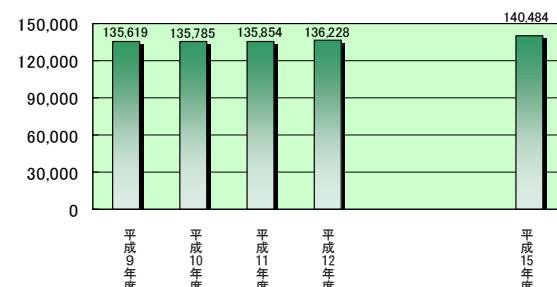


※ 下水道等普及率…行政人口（年度末住民基本台帳登載人口）に占める、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラントによる処理人口の割合とした。

○保安林面積

水源かん養保安林については、その機能の観点から適切な保全・管理が必要である。
(森林保全課)

保安林面積（ha）



第2章 自然と人間との共生の確保

本県は、豊かな自然と多様な生態系に恵まれており、美しい景観を有しているが、都市部を中心に身近な自然や生物の生息空間が減少する一方、農山村では森林の適正な管理が次第に困難となっており、森林、農地が持つ水源かん養機能や大気浄化機能などの環境保全能力の確保と回復が課題である。このため、人と自然の健全なふれあいが確保できるよう、貴重な自然と身近な自然の保全、これらを通じた生物多様性の保全を図るとともに、自然環境を基盤とした食糧・木材等の持続的な生産活動を通じて環境の恵沢を確保する。

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

【1 森林の環境保全機能の確保】

(1) 水源かん養保安林等の森林整備

○緑・木とのふれあい推進事業

(第2部第1章第1節の2(8)参照)
(林政課)

○県土保全緊急間伐実施事業

森林所有者に対して間伐の必要性をPRし啓発を図った。

また、森林が有している水源かん養や山地災害防止という県土保全機能を確保する観点から、国庫補助対象事業外森林のうち、下流域への影響が危惧される森林について、緊急に間伐・枝打ちを実施した。

・平成12年度実施面積：143ha
(森林保全課)



緊急間伐・枝打ち作業の様子

○保安林整備管理事業

保安林整備計画に基づき、保安林の適正な配置を図りつつ、その機能保持と質的向上を図るため適正な管理を行った。

・平成12年度実績：
指定 32箇所、410ha
解除 43箇所、20ha

(森林保全課)

(2) 多様な森林の保全

○造林事業

人工林の適正な整備に加え、複層林の造成、天然林施業等の多様な森林造成を計画的、効果的に推進するため、造林事業を実施し、森林資源の整備を図った。

・平成12年度実施面積：6,980ha
(森林保全課)

○治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成を図った。

・平成12年度事業箇所：16地区
90箇所
(森林保全課)

○林業地域総合整備事業

林業の生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の生活環境基盤の整備を図るために、林道整備事業、集落排水事業及び用地整備事業を実施した。

・平成12年度実施地区：4地区10箇所
(森林保全課)

○ふるさと林道緊急整備事業

山村地域の振興と定住環境の改善等、地域が緊急に対応しなければならない課題に応えて早急に行う必要がある林道の整備について、自然環境の保全に配慮して整備した。

・平成12年度実施路線：14路線
(森林保全課)

○森林保全管理事業

森林の保全の推進に資するため、森林保全推進員、森林保全巡視指導員及び山地防災ヘルパーを配し、保安林の管理、林野火災の防止及び山地災害の情報収集、提供等を行った。

- ・平成12年度実績：
 - 巡視日数(指導員35名延べ530日間)
 - 巡視面積(保安林地域105, 421ha、
林野火災予防地域36, 623ha)
(森林保全課)

【 2 農地の環境保全機能の確保 】

(1) 農地の保全及び農業用水路、ため池の整備

○農村総合整備事業

農村生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより、生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する事業を行った。

- ・平成12年度実施地区：5地区
(三朝町他)
(農村整備課)

○山村振興農林漁業対策事業

山村等の中山間地域の振興を一層推進するため、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、山村等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進を図った。

- ・平成12年度実施市町村：2市町村
(農政課)

○棚田地域保全支援基金事業

棚田地域保全への市民参加の推進や集落組織が行う保全活動を支援するために、「棚田ファンクラブ」の設立と、棚田保全のための作業を支援する「棚田保全ボランティア隊」を派遣した他、棚田地域の保全を持続的に行い、農業振興及び中山間地域の活性化を図った。

- ・平成12年度実績：
棚田保全ボランティア隊の派遣（7回）
(企画振興課)

○棚田地域緊急総合整備事業

棚田地域において、集落の創意工夫により営農を継続しながら、村づくりに取組もうとする集落を対象に、緊急にきめ細かく対応した整備を総合的に行い集落の活性化を図った。

- ・平成12年度実施地区：7地区
(鳥取市他)
(農村整備課)

○中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的に恵まれない中山

間地域において、それぞれの地域の実情に沿った農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に整備し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、国土、環境の保全を図った。

- ・平成12年度実施地区：
県営10地区（用瀬町他）、
団体営1地区（鳥取市）
(農村整備課)

○ジゲの井手保全事業

中山間地域の山腹水路や小規模なため池を整備することで、維持管理費の軽減と災害の未然防止を図った。

- ・平成12年度実績：山腹水路7地区、
ため池7地区
(耕地課)

○ふるさとのせせらぎ・あぜ道保全事業

中山間地域の土地改良施設の有する国土・環境保全等の公益的な機能の良好な発揮と、これらの施設と一体的に保全する必要がある農地に対する集落共同活動を通じて、地域全体の整備保全を推進した。

- ・平成12年度実施内容：推進委員会開催、事例調査等、田んぼの学校開校、小学生向け参考図書「とっとり井手物語」発行
(農村整備課)



インターネット URL

<http://www1.pref.tottori.jp/nousonseibi/newpage1.htm>

○県営地すべり対策事業

地すべりによる農地及び農業用施設の災害を未然防止するため、地すべり防止区域の指定を受けた地域を対象に対策工事を実施した。

- ・平成12年度実施地区：3地区
(耕地課)

(2) 環境にやさしい農業の推進

○農薬適正使用推進対策事業

農薬の販売業者の立入検査により、適正な農薬の保管管理と流通秩序の維持を図った。

- ・平成12年度立入件数：52件
(生産振興課)

○植物防疫総合対策事業

病害虫の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図った。

- ・平成12年度実績：12回予報を発表
(生産振興課)

○農薬・化学肥料5割削減産地育成事業

国の「有機農産物等に係る表示ガイドライン」に対応した、農薬・化学肥料の5割削減を先導的に実践実証するモデル地区を育成するためには要する経費に対し助成した。

- ・平成12年度実施地区：10市町
(生産振興課)

○環境にやさしい農業推進事業

農薬・化学肥料を3割削減するため、啓発・推進活動を実施するとともに、高度な土づくりに取組むモデル地区に対し助成した。

- ・平成12年度実施内容：
環境にやさしい農業推進大会の開催、
展示ほの設置（8農業改良普及部）
(生産振興課)

【3 都市地域の自然環境の確保】

○公園整備事業

- ・布勢総合運動公園内の園路、修景施設（植栽）の整備を行った。
- ・東郷湖羽合臨海公園内の長和田地区（湖畔部の自然環境ふれあいエリア）の敷地造成と長瀬地区（河口部の自然環境回復エリア）の整備を行った。

(都市計画課)

【4 水辺（河川、渓流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全】

(1) 多自然型川づくり

○多自然型川づくり

治水効果の向上と共に、本来川が持つ多様

で豊かな自然環境の保全に努めた。

- ・平成12年度事業箇所：加茂川（米子市）、八東川（郡家町）等
(河川砂防課)

○河川改修事業

洪水による被害を軽減することで人々が安心して暮らせるよう、河川改修の促進に努めた。

- ・平成12年度事業箇所：塩見川、由良川、加茂川等
(河川砂防課)



河川改修事業実施後の加茂川

○河川維持修繕事業

河床に堆積した土砂を取り除き、河床や河岸に繁茂した雑木・水草等の除去を行い、河川の維持管理に努めた。

- ・平成12年度事業箇所：塩見川（河口掘削）、佐陀川（伐開）他
(河川砂防課)

○砂防事業

渓流の侵食防止と土石流の流下防止を図り、下流域の安全を確保するとともに、渓流の良好な環境の保全に努めた。

- ・平成12年度事業箇所：谷川、東井谷川、奥高姫川、柳谷川等
(河川砂防課)

○団体営水環境整備事業

農業水利施設の保全・管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用した快適な生活環境の整備を団体営事業として実施するものに対し助成した。

- ・平成12年度実施地区：3地区
(郡家地区他)
(耕地課)

豊かな海を取り戻すために

海辺の森林は土砂の流出や飛砂防止、日陰の提供など、漁場の環境を守る大きな働きを持ち、国が森林法に基づいて魚つき保安林（魚付林）に指定している。

全国では民有林を中心に約2万8千ヘクタール、鳥取県内では約140ヘクタールが指定されているが、松枯れやササの繁殖などで年々荒廃化が進んでおり、魚の繁殖を助けるという機能を失っているところが増えている。

鳥取県の漁業士会による再生計画の準備は昨年から準備が進められており、平成12年度に地権者からの許可が得られたことから、県内ではじめて実施することが決まった。

作業には県や青谷町、県緑化推進委員会、県漁業協同組合連合会等、約90人が参加し、長尾鼻岬の海岸部斜面にトベラスダジ

イやシラカシの苗木1400本を植樹した。

漁業関係者による森林保全運動は近年、北海道や三陸海岸など全国に広がりつつあり、魚つき保安林の本来の機能を再生させ、未来に豊かな海を引き継いでいこうという取組みがされている。

(写真：雨の中植樹作業を行う参加者)



○県営ため池等整備事業

農用地及び農業用施設等の災害を未然に防止するため、ため池、頭首工、水路等の整備補強を行った。

- ・平成12年度実施地区：13地区
(天神池地区他)
(耕地課)

(2) 海岸侵食の防止

○海岸保全事業（局部改良）

海浜部に護岸、突堤、離岸堤、人工リーフを施工し、波浪等による海岸の侵食を防止した。

- ・平成12年度事業箇所：
長和瀬漁港海岸 縮岸堤 L=70m
(漁港課)



整備された泊村漁港海岸

漁港海岸の侵食を防止し、背後地に居住する住民の生命・財産の保護を図った。

- ・平成12年度事業箇所：
泊漁港海岸 階段式護岸
L=162.1m
羽合漁港海岸 縮岸堤 L=71.5m
(河川砂防課、空港港湾課、漁港課)

○海岸侵食対策事業

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境に配慮して整備を行った。

- ・平成12年度事業箇所：
福部海岸 人工リーフ L=75.7m
賀露海岸 突堤 L=83m
赤崎港海岸（八橋地区）縮岸堤（潜堤）
L=30.8m

○磯場環境改善調査事業

県下の磯場環境改善のためには、アラメの移植は有効な方策であり、アラメ移植手法の検討調査（岩美町・青谷町）を行った。

(水産課)

(3) 沿岸域の保全

○海岸環境整備事業

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため、鳥取港で離岸堤の整備を行った。

- ・平成12年度事業箇所：鳥取港海岸

離岸堤（潜堤） $L = 101.5\text{m}$

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海浜として整備した。

- ・平成12年度事業箇所：

北条海岸 人工リーフ $L = 20\text{m}$

大栄海岸 人工リーフ $L = 21\text{m}$

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜を保全するために、離岸堤（潜堤）の準備を促進した。

- ・平成12年度事業箇所：網代漁港海岸

潜堤 $L = 71.5\text{m}$

（河川砂防課、空港港湾課、漁港課）

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

【 1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全】

(1) 貴重な自然の保全

国立公園、国定公園、県立自然公園の現況

表2-13 鳥取県の自然公園（海域を含まない）

区分	公園名	指 定 年月日	全面積	県内 面積	特別地域					普通 地域	関係市町村
					特別保護地区	第1種	第2種	第3種	特別地域計		
国 立	大山隠岐 国立公園	昭和 11.2. 1 38.4.10 拡大	ha 31,927	ha 13,531	ha 1,242	ha 3,439	ha 2,542	ha 2,677	ha 9,900	ha 3,631	大山、溝口、 江府、岸本、 関金、東伯、 赤崎、名和、 中山
	山陰海岸 国立公園	38.7.15	8,763	1,497	151	20	1,254	55	1,480	17	鳥取、福部、 岩美
	小 計		40,690	15,028	1,393	3,459	3,796	2,732	11,380	3,648	
国 定	比婆道後 帝釈国定 公園	38.7.24	7,808	1,437	-	22	834	581	1,437	-	日南
	氷ノ山後 山那岐山 国定公園	44.4.10 58.2. 9 拡大	48,803	8,579	201	806	1,216	6,356	8,579	-	岩美、府内、 八東、郡家、 若桜、智頭、 用瀬、佐治、 三朝
	小 計		56,611	10,016	201	828	2,050	6,937	10,016	-	
県 立	奥日野県 立自然公 園	39.6.1 H6.12.1 拡大	4,823	4,823	-	-	82	789	871	3,952	日野、日南
	三朝東郷 湖県立自 然公園	29.4.1 39.6.1 拡大 H6.12.1 一部削除	15,067	15,067	-	138	329	194	661	14,406	倉吉、三朝、 東郷、羽合
	西因幡県 立自然公 園	59.5. 8 62.4.28 拡大	2,155	2,155	-	-	68	40	108	2,047	気高、青谷、 鹿野
	小 計		22,045	22,045	-	138	479	1,023	1,640	20,405	
計			119,396	47,089	1,594	4,425	6,325	10,692	23,036	24,053	公園面積 = 県土 面積の 13.4%

鳥取砂丘景観保全事業

鳥取砂丘景観保全事業計画（平成10～12年度）に基づき除草作業等の景観保全対策に係る調査研究を実施した。平成12年度は環境庁・県・鳥取市・福部村で構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となって除草、除間伐を29.4 ha実施するとともに、風向

・風速調査、地形測量等を実施した。

また、前述の事業計画の最終年度に当たり、鳥取砂丘景観保全調査報告書を作成した。

（景観自然課）

「菅野ミズゴケ湿原」復元への取組み

扇ノ山の山麓にある「菅野湿原」（国府町）は、昭和42年にオオミズゴケの群生地として県の「天然記念物」に指定され、また昭和52年には付近の山林と合わせた約20haが、「県自然環境保全地域」に指定された。

湿原には、オオミズゴケのほか、カキツバタ、サワギキョウなど多種類の野生植物が生育し、天然記念物に指定された当時は、県を代表する湿原の一つとして、豊かな自然と湿原特有の景観を保っていた。

しかし、隣接地の整備に伴う水の供給の減少や植生の遷移とともに徐々に乾燥化して湿原が藪状の草原に変化して行き、当時の姿は見る影もなくなっていました。

このため、国府町は県の補助事業（自然環境保全地域適正管理事業）を活用し、平成11年度から菅野湿原の復元作業を開始した。

平成12年度は、前年度に引き続き過剰に生育していたイヌツゲ、ヨシ、ススキなどの除去を行った。

これまでの復元事業で、湿原環境が急速に改善されつつあり、ヤマトミクリなどの希少種を含む多くの湿地植物が生育するようになったほか、多種類のトンボやチョウ、コオイムシやカスミサンショウウオなど多様な野生動物もみられるようになった。

国府町では、13年度に、管理木道を設置して持続的に湿原の回復を図っていくこととしている。

（写真：復元が進められている菅野湿原）



○鳥取県名木100選選定事業

「とっとりの名木100選」として選定された樹木について、観察会（東・中・西部各1回）と写真集の発刊を行った。

（林政課）

○県自然環境保全地域の指定及び保全

本県の良好な自然環境を保全するため、鳥取県自然環境保全条例に基づき、平成12年末までに12の地域を県自然環境保全地域として指定している。

既指定の地域については、自然保護監視員（11名）による巡回活動及び制札板（1基）、標柱（2基）の整備を行い、その保全活動に努めるとともに、新たに2地域の追加指定に係る調査及び指定手続きを行った。

また、「菅野県自然環境保全地域」の「野生動植物保護地区」において、昨年に引き続いて、陸地化・草原化の原因となっている植物の除去を行った。その結果、徐々に本来の湿原に回復しつつある。

（環境政策課）



唐川カキツバタ群落

（2）身近な自然の保全

○身近な生きものが棲むふるさとづくり

メダカ・ホタル・カブトムシなど身近な生きものが棲む池・小川・雑木林等の自然環境づくりに取組む地域住民団体等を支援し、身近な自然と共存できる環境づくりを推進するため、県内5地区において「身近な生きものが棲むふるさとづくり事業」を実施した。

（環境政策課）

【 2 生物多様性の確保と 野生生物の保護管理 】

○自然環境保全基礎調査事業

本県の自然環境に係る基礎的な情報を収集することを目的として、「自然環境保全法」に基づく「自然環境保全基礎調査」を環境庁の委託により昭和48年度から実施している。

平成12年度は、生物多様性調査（哺乳類分布調査）を行った。 (環境政策課)

○野生生物生息実態調査事業

県下において減少・希少化しつつある野生生物の特定とその分布状況等を把握するため、平成10年度から引き続き野生動植物の生息実態調査を行った。 (環境政策課)

○鳥獣保護区の設定、保護・管理の推進

鳥獣保護員39名の配置、鳥獣保護区の鳥獣の生息調査、狩猟免許試験、国設鳥獣保護区の管理、愛鳥週間コンクール、愛鳥モデル校の育成等を実施した。 (森林保全課)

重点プロジェクト3

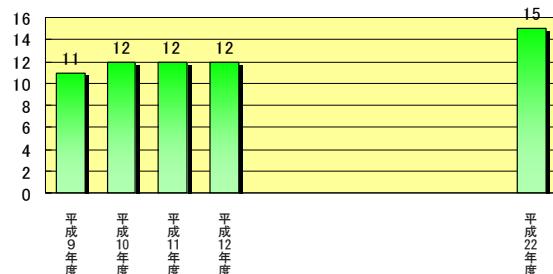
「多様な自然と人間との共生」指標からみた進捗状況

県内の多様な自然を適切に保全するとともに、野生生物の生息・生育の実態を明らかにし、生物多様性の確保と野生生物の保護管理に努める。

○県自然環境保全地域数

県の自然環境保全地域の指定については、貴重な自然の保全を図る観点から、今後も着実に進めていく必要がある。

県自然環境保全地域数



※ 県自然環境保全地域…原生的な森林など優れた自然環境を維持形成している区域について、県が「自然環境保全条例」に基づき指定する地域